

編譯 『中國歴史文獻學史述要』 宋代の著名な個人藏書目録

曾貽芬・崔文印 原著
山口謠司・石川薰・洲脇武志 編譯

木版印刷の發展により、大量の圖書の刊刻と流通が可能になった。そのため、宋代では、個人の藏書が盛行しただけでなく、個人の藏書目録が多數出現した。なかでも後世に大きな影響を與えたものは、晁公武『郡齋讀書志』・尤袤『遂初堂書目』・陳振孫『直齋書錄解題』の三書である。

一、晁公武『郡齋讀書志』

晁公武は、字を子止といい、『宋史』に傳はないが、『宋史』藝文志は彼の著作を十一部著録している。『讀書志』二種のほかに九種類あり、『易詁訓傳』十八卷・『尚書詁訓傳』四十三卷・『毛詩詁訓傳』二十卷・『中庸大傳』一卷・『春秋詁訓傳』三十卷・『稽古後錄』三十五卷・『昭德堂稿』六十卷・『高高樵唱』四卷・『老子通述』二卷である。ここから、晁公武は學識の深い人物であることがわかる。彼は『郡齋讀書志』の自序で、自分は文元公晁迥の子孫であると述べている。李心傳『建炎以來繫年要録』卷百五十六、紹興十七（一一四七）年二月乙未朔條の自注には、「公武

は、沖の子。此の時總領四川宣撫司錢糧所主管文字と爲る」とある。この時、南陽の人である井度（字は憲孟）は、ちょうど四川轉運使を務めており、晁氏と交友關係があった。後に、まさしく井度が自分の生涯の藏書を晁公武に贈ったことにより、晁氏は『郡齋讀書志』の撰述が可能になった。この點について、晁公武は『讀書志』の自序で、包み隠さずに述べている。彼は井度の豊富な藏書を一つ一つ敘述してから、「宿しく公武と厚し、一日、書を貽りて曰く、『某老にして且に死せんとす、平生藏する所の書有りて甚だ之を秘惜す……今舉げて以て子に付す……』」と述べている。紹興二十一年（一一五一）年、彼は榮州に派遣され、榮州での公務が少なかつたため、『讀書志』を書き始めた。王重民氏によれば、この時「彼の年齢は五十歳近くで、學問もすでに成熟期にあり……したがって、『郡齋讀書志』は、目錄の體系上からも、提要の考訂・辨別上からも、かなりの高さの學術水準に達していることは言うまでも無い」であつた。

『郡齋讀書志』は、經史子集の四部に分かれ、その下は四十五の類目に分かれている。經には十の類目、史には十三の類目、子には十八の類目、集には四の類目がある。書物全體に總序があり、各部に大序があり、多くの類に小序があり、その部の分類や目の設立に關する説明を加えている。ただし、晁氏の序には、書物全體の總序を單獨に記すのではなく、經部の大序の最初に附す、という特長がある。同様に、各類目の小序も單獨に記すのではなく、類の最初の書物の提要と一緒に記している。

晁公武は總序の中で、『七略』の六分類法から『晉中經新簿』の四分類法までの變遷を概述し、「今予の録する所の書、史集猥衆にして、若し『七略』に依れば則ち多寡均しからず、故に亦た分かちて四部と爲す」と述べている。これを見ると、晁氏が分類法を選択する際に、著録されてる圖書の具體的状況に應じる必要がある、各部をほぼ均等に「多寡均しからず」ではいけないと考えていることが容易にわかる。この言葉は、やや「形式」を強調する嫌いがあるが、しかし道理に合わないものではない。實際、各類の「多寡均しからず」を避けることは、歷代、文献を著録

する際に普遍的に従ってきた原則の一つである。例えば、班固が『漢書』藝文志を編纂した時は、史書が少なかったため、當時の史書を「六藝略」の「春秋類」の後に附すしかなかった。しかし、後漢以降、史書は急増し、荀勗『中經新簿』になると、史書は「春秋類」に附屬する地位から抜け出しただけでなく、四部分類の一つである史部となった。分類は書物の「多寡」と直接に關係していることがわかる。晁氏のこの總序は、簡潔に『讀書志』が四部分類法を用いた理由を明らかにしていると言える。

もし、總序は『讀書志』の基本形式を説明していると言うなら、經史子集の四部の大序は、各部に設けられている類目やその學術の源流を説明している。例えば、史部の序で、晁公武は、史部に含まれる正史・編年・實錄など十三の類目を列擧してから、「後世の史を述ぶる者、其の體に三有り。編年は、事を以て月日に繋げて之を年に總ぶ、蓋し左丘明を本とす。紀傳は、君臣行事の終始を分記す、蓋し司馬遷を本とす。實錄は、其の名は蕭梁より起り、唐に至りて盛んなり、兩者の法を雜取して之を爲り、以て史官の采擇を備ふるのみ、初め制作の意無く、道ふに足らざる也」と述べている。これは、形式の異なる史書の源流や特徴を敘述しており、なかでも實錄の特徴に對する論及は、實に要領を得ている。また晁氏は「舊は職官儀注等の凡そ史氏に取る者有るを以て、皆な之を史に附す、今焉に従ふ」と述べ、目錄學の角度から、『讀書志』の分類と目の設立における踏襲の跡を説明している。これらが「學術を辨章し、源流を考鏡」(辨章學術、考鏡源流)する作用を果たしていることは明らかである。

すでに述べた通り、各類の小序は單獨に記されるのではなく、類の最初の書物の提要と結び付いている。例えば、經部小學類の最初の書物は『爾雅』であるが、その提要には次のように記されている。「右世よ『釋詁』は、周公の書と傳ふる也。仲尼・子夏・叔孫通・梁文之を増補す、晉の郭璞注。文字の學凡そ三有り。其の一は體制、點畫に縱横曲直の殊有るを謂ふ。其の二は訓詁、稱謂に古今雅俗の異有るを謂ふ。其の三は音韻、呼吸に清濁高下の同じからざるこ

と有るを謂ふ。體制を論ずるの書は、『説文』の類是れ也。訓詁を論ずるの書は、『爾雅』『方言』の類是れ也。音韻を論ずるの書は、沈約『四聲譜』及び西域反切の學是れ也。三者は各おの一家を名づくとも雖も、其の實は皆な小學の類なり、而して『藝文志』獨り『爾雅』を以て「孝經類」に附し、『經籍志』又た以て「論語類」に附す、皆な非也。今『四庫書目』に依り、小學の首に置く³。「晉の郭璞注」より前の文章は、『爾雅』に關係する提要であることは明らかだ。が、「文字の學 凡そ三有り」より以下は、明らかに「小學類」という類目に含まれる内容の説明であり、この類目の小序である。書物全體の總序を最初の部類の大序と一緒にし、さらに、各類の小序を類の最初に著録される書物の提要と合わせるという方法は、晁氏の獨創である。これは書物全體の不要な階層を減らしており、類目をさらに明確にしている。

『郡齋讀書志』の著録圖書の提要には、基本的に二つの類型がある。一つは比較的單純な提示型の提要である。例えば、史部には次のようにある。

南部新書五卷 右皇朝錢希白撰、紀唐故事。

祖宗獨斷一卷 右皇朝陸經記祖宗獨斷凡十事。

溫公紀聞五卷 右皇朝司馬光撰、記賓客所談祖宗及當時雜事。

こうした提要は、單に提示するだけであり、かなり簡單であると言えよう。これは、これらの書物の大部分が當代人の著述で、時代が比較的近く、ほぼ知られているため、さらに紹介する必要がないためである。

しかし、當代人の著述について、上述した通例と異なる場合が三つある。それは、①晁氏の一族の著述、②晁氏が反對する人物の著述、③考辨を必要とする著述である。この三種類の場合、その提要は上述したものに比べて詳しい批評型・考訂型の提要となる。

晁公武は「家聲」を特に重んじ、自序の中で「期する所の者は、家聲是れ繼ぐのみ」⁽⁸⁾と直言している。そのため、一族の著述をきわめて重視し、大部分は詳しく評價し、しかも著録する際には祖先や先代の名や字を直接呼んで、避諱を行っていない。例えば、「晁以道『古易』十二篇」・「晁無咎『鷄肋編』七十卷」などからその一斑がわかる。晁公武は「昔班固は自ら其の父祖の事を序べて皆な名を著し、袁種は其の叔父に字して絲と曰ふも、人皆な以て非と爲さず。今先世及び諸父の著す所の書を録するに、若し名字を記さざれば、則ち後に誰爲るかを知る莫し。史の比に非ず、故に敢て孟堅に效はず……輒ち袁種の舊例を援きて云ふ……」⁽⁹⁾と述べている。つまり、『讀書志』では祖先や先代の著書を著録する際、いづれも字を記すということである。ただし、提要では二つの場合に分かれている。一つは名も字も記し、もう一つは名を避けて字のみ記している。前者の例として、晁以道『古易』十二篇の提要には「右従父の詹事公の撰……公諱は説之、字は以道」⁽¹⁰⁾とある。また、晁氏『崇福集』の提要には「右従父の崇福公の也、諱は詠之、字は道、以道の弟也……」⁽¹¹⁾とある。これを見ると、晁氏は父親の世代の諱を避けておらず、父親の従兄についても、提要の中で諱を避けていない。例えば、晁無咎『鷄肋編』七十卷の提要には、「右皇朝の族父吏部公也、公諱は補之、字は無咎……」⁽¹²⁾とある。後者の例として、晁氏『封丘集』二十卷の提要には「右世父の封丘府君也、諱は某、字は伯宇……」⁽¹³⁾とある。ここでは、伯父の諱を避けている。祖父の世代は、世祖または族祖を問わず、諱を避けて字を記している。例えば、『道院別集』十五卷の提要には「右五世祖文元公也、諱は某、字は明遠……」⁽¹⁴⁾とあり、晁氏『新城集』十卷の提要には、「右皇朝の族祖新城府君也、公諱は某、字は君成……」⁽¹⁵⁾とある。この二つの状況には違いはあるが、晁公武は著録する際に、自分との關係を示し、字を記しているので、十分に説明していると言えよう。

ここで特に説明しておきたい點は、晁公武が述べた「若し名字を記さざれば、則ち後に誰爲るかを知る莫し」という言葉は、自分が先人の諱を避けないことだと解釋しているが、實際には、文獻著録における重要な原則を示している點

である。つまり、作者の氏名をできる限りはっきり記録して、後世の人が「誰爲るかを知る莫し」という状態にならないようにすることである。『讀書志』全體から言えば、晁公武が作者を紹介するときの態度は、非常に着實で、正確性を重視している。そしてここにも二つの場合がある。①作者が記されておらず、自分でもよくわからない場合は、事實の通りに記録する。例えば、『英宗朝諸臣傳三卷』の「何人なるかを知らず、自分でもよくわからない場合は、事實の「未だ何人の撰する所か詳らかにせず」⁽¹⁾などは、いずれもこの例である。②作者が記されていても明確でない場合、或いは疑問がある場合は、さらに説明を加える。例えば、「何氏注『孫子』三卷」について、「姓氏を題とせず、近代の人也」⁽²⁾と記し、『李衛公對問』三卷」については、「史臣李靖兵法は世に完書無く、略ぼ『通典』に見ゆ、今『對問』は阮逸の家より出づと言ふ、或ひは逸杜氏に因りて之を附益すと云ふ」⁽³⁾と記している。こうした提要は、書物の作者を理解するためのより詳しい情報を提供しており、注目に値するものである。

晁公武は、自分が反對する人の著述を著録する際にも、一般的には比較的詳しい提要を記しているが、これらの提要の趣旨は、これらの著作の缺點を指摘することにある。例えば王安石について、晁氏は、彼の『孝經解』一卷は「巧慧を以て聖人の言を侮る」⁽⁴⁾ものだと考えている。『字說』については、「元祐中の言ふ者」⁽⁵⁾の話を用いし、「釋老を糅雜し、穿鑿破碎し、學者を聳警す」⁽⁶⁾と指摘し、『老子注』については、「先儒と同じからず」⁽⁷⁾と指摘している。また特に王安石の『新經周禮義』二十二卷について、晁公武は、王安石は「自ら其の義を釋する所以の者は、蓋し其の創る所の新法を以て盡く經義に傳著し、務めて議を異にする者の口を塞ぐ」⁽⁸⁾ものだと考え、しかも、蔡京の行いが北宋末年の「禍難」をもたらしたことについても、全て王安石のこの書物のせいにしてている。これらの點はこの提要の特徴を體現している。ただし、晁公武は、自分が反對する人の著述全てにこうした提要を作っているのではない。王安石を例に挙げれば、『易義』二十卷・『論語解』十卷などは、批評は簡潔かつ客觀的である。しかし、全體から言えば、晁公武はこうした

著述について指摘をしていることが多い。

考辨を必要とする著述に詳しい提要を記すことは、理解できることである。實際の情況から言えば、晁氏は當代人の著述を考辨するときは逸話を重視し、宋以前の歴代王朝の著述を考辨するときは來歴を重視している。前者の例としては、何故『神宗實錄』は「朱墨史」と稱されるか、何故『哲宗實錄』は前後錄に分かれているかなどが、すべてこの類である⁽²⁾。また、後者の例としては、『春秋公羊傳』について「子夏之を公羊高に傳へ、高其の子平に傳へ、平其の子地に傳へ、地其の子敢に傳へ、敢其の子壽に傳へ……壽は乃ち弟子胡毋・子の都に與へて著すに竹帛を以てす⁽³⁾」と説明することなどがあり、その傳授の來歴が明らかになっている。

『郡齋讀書志』の提要には、際立った特徴がある。それは千字を越えるものは少なく、ほとんどが數十字から數百字で、高度な概括性と濃縮性を持っている點である。ある人は、こうした提要は大部分が畫龍點睛の役割を果たしている、もし、これらの圖書について深く研究しなければ、絶対に書くことができないものだと言っている。

『郡齋讀書志』の版本には二つの系統がある。一つは杜鵬舉が刊刻した四卷本、もう一つは姚應績が編集した二十卷本である。

四卷本は最も早く四川で刊刻された。書の前に杜鵬舉の序があり、序には「先生姓は晁氏、名は公武、井氏の書を校して『讀書志』を爲る、凡そ四卷。鵬舉 邑峨の下に作り、先生滄洲の居を望み、鷄犬相ひ聞き、暇あれば即ち奇字を古松流水の間に問ふ。一日、叩くに此の書を以てし、忻然として相ひ付く……」⁽⁴⁾と述べられている。ここには、注意すべき點が四つある。①杜鵬舉と晁公武は仲が良く、二人の住居はかなり近く、「奇字を問ふ」閒柄であること。②杜氏が、晁氏は「井氏の書を校して『讀書志』を爲る」と明言していることから、四卷本『郡齋讀書志』に収録されるものは、井氏の寄贈本だと肯定できること。③序の中で、「叩くに此の書を以てし、忻然として相ひ付く」と述べているこ

とから、杜氏が早くから晁氏がこの書を撰述し、そして晁氏自身が編定していることを知っていたことがわかる。さもなければ、「忻然として相ひ付く」ことあり得ない。④杜氏の序は、この書の経緯をはっきりと説明していることは間違いない。

宋の理宗の淳佑九（己酉、一二四九）年、黎安朝は、初めて四卷本『讀書志』を袁州宜春郡齋で翻刻したため、この版本は世に「袁本」と稱された。この版本の特徴は、晁氏の四卷のほかに、趙希辨の「附志」一卷を加えている点である。この点について、黎安朝も序ではっきりと説明している。彼は「宜春の士趙希辨、公族の秀、博學好古にして、藏書も亦た富み、遂に以て之を校正に屬し、因りて即ち其の藏する所の目焉に參す。已に載する者は復た取らず、未だ有らざる者は其の缺を補ひ、其の間に互出する者は、蓋し之を詳略するも同じからず……益して五卷と爲し、別に『讀書附志』を以て併びに諸を梓に鋳む……」⁽²⁷⁾と述べている。

黎安朝が袁州宜春郡齋で四卷本『讀書志』を翻刻したと同時に、この年の夏五月、游釣も姚應績二十卷本『郡齋讀書志』を衢州信安郡で刊刻した。これが、世に言う衢本である。この版本の來歴について、游釣は序の中で「昭德晁公侍郎蜀の嘉定の峨眉に僑居す……又た『讀書志』を作り、皆な版に鋳まる。大父及び嚴君書を藏するを喜び、嘉定に在る時、嘗て模して之を藏す。南來するに及び、悉くは與俱すること能はず、今併びに他の藏する所燬す。『讀書志』偶たま篋中に在り、釣謹んで信安郡齋に刻置す……」⁽²⁸⁾と述べている。ここから、この版本は游釣の祖父と父が四川の嘉定にいたときに抄録したものであることがわかる。その特徴は、袁本より四百三十五種類、計八千二百四十五巻多く収録している点である。ただし、姚應績がこの書を編集した経緯については、一言も記していない。

衢本が刊刻された翌年、趙希辨は郡員外司馬帑轄の蔡廉父からこの版本を入手し、衢本の袁本より多い四百五十三種類⁽²⁹⁾の書物を集め、「校して『後志』二巻を爲り、以て其の缺を補ふ、蓋し晁氏舊藏の書也……」⁽²⁹⁾という。こうして、袁

本『郡齋讀書志』は、七巻本となった。つまり、校訂を経た井氏の書物四巻、晁氏の舊藏二巻（『後志』）、趙希辨の『附志』一巻である。

實際の所、『郡齋讀書志』袁本と衢本の相違は、収録数だけでなく、多方面にわたっている。趙希辨の『考異』によれば、二つの版本には、書名が異なるものは三種、分類が異なるものは二十一種、袁本にはあり衢本にはないものは二十九種ある。しかし、もし、我々が兩書の内容を深く研究したなら、さらに多くの相違に氣付くだろう。兩書の晁公武「讀書志序」の相違は、特に注目に値する。

晁氏の序は五百字足らずだが、兩書を比較してみると、相違は次々と現れる。まず、袁本『讀書志』の序は、一人稱として「餘」を用いているが、衢本は「餘」を「公武」に改めている。この修正は巧みである。何故なら、作者は名前を自稱とすることができるからである。しかし、ここで注意しなければならないのは、第三者の場合はその名を直接に呼ぶ必要があるということである。次に、袁本の晁序は「南陽井公、天資好書」と述べているが、衢本は「南陽公」と改め、井氏の稱を削除している。特に、井度が晁公武に宛てた手紙について、「度老且死」という部分を、衢本は「度」を「某」に改め、完全に井度の名前を消している。しかも、井度は生涯の藏書を「今擧げて以て子に付し、他日其の間（井度の子孫を指す）に好學の者有れば而ち後に歸せ、然らずんば則ち子自ら之を取れ」と明言しているため、晁公武は序で「儻し井氏の賢に遇へば、當に約の如くすべし」と述べているが、衢本では、「井氏の賢」は「其の子孫の賢」になっている。衢本の晁序は「南陽公」のみを残し、姓も名も記していないため、「其の子孫」が誰なのか、推測できないのではないだろうか。

問題點はこれだけではない。衢本の晁序には、明らかに前後で矛盾している部分がある。晁氏は序の中で「餘の家文元公より來たり、翰墨を以て顯らかなる者七世、故に家に書多し……中原に事無きより、時に已に火厄有り、兵戈に

及びし後、尺素より存せざる也。余 仕宦すること連蹇にして、久しく窮空を益し、心志未だ衰へざると雖も、而れども書の讀むべきは無く、毎に之を恨む^⑧」と述べている。衢本は「餘」を「公武」に改める以外は、ほぼ同じである。つまり、晁公武は讀書人の家柄出身であったが、戦禍により家の藏書はすでに「尺素より存せず」であった。晁公武自身は、官途が順調ではなかったため、生活も困窮しており、自分の「書の讀むべきは無く、毎に之を恨む」という状況を特に強調している。晁公武は讀書を好んでいるが、彼自身には藏書はなく、讀むべき書物はなかったことは明らかであり、晁公武はこの點をはっきりと記している。井度が自分の生涯の豊富な藏書を晁公武に贈った理由は、井氏自身が「子孫稚弱にして……保つこと能はず^⑨」と考えていたほか、恐らくは晁氏自身の状況とも無関係ではないだろう。もし、晁公武自身がかんりの藏書を持っていたら、井氏の行動は、無意味ではなからうか。しかし、衢本の晁序には「吾が家の舊藏と合し、其の複重を除きて、二萬四千五百卷有奇を得^⑩」という言葉一文が多くあるため、趙希辨は、この一文は「疑ふらくは『尺素不存』の語と自ら相ひ抵牾す^⑪」と明確に指摘している。趙希辨の言は道理に合っていると云える。

晁氏の「自序」は五百字にも満たないが、二つの版本にはこのように大きな違いがあり、しかも、衢本の「自序」は、このように矛盾し合っている。これは、晁公武自身によるものではなく、姚應績が間で小細工を行ったのが原因であろう。ここで注意すべき點は、袁本の晁序は年月を記していないが、衢本は、突然「紹興二十一年元日、昭德晁公武序」の十四字があることである。論理的な推論としては、姚應績がこの『讀書志』を編修したとき、恐らく晁公武はすでにこの世になく、まさに姚氏はこの點を隠すため、わざわざ晁序の末尾に年月を署名し、まるで晁氏に頼まれたかのような印象を與えるようにしたのであろう。しかし、晁氏は四卷本『讀書志』を杜鵬舉に任せて刊刻しており、姚應績による大規模な改編についても、當然ははっきり説明されるべきだが、一言も觸れていない。そればかりか、筋道が通った袁本の「自序」は、手を加えられて矛盾したものになり、小細工が行われた痕跡は明らかである。近代の學者であり出版

家でもある張元濟は「袁本は志分かれ目別にして、井氏四卷の舊を存し、趙氏三世の藏する所を附し、而して姚氏增收の實を没せず、撰録傳刻の源流井井として、衢本の及ぶ所に非ず。私竊かに以爲へらく、袁本出づれば而ち衢本は廢すべし」と述べている。眞贋が入り混じり見分けがつかない點は、まさしく衢本『讀書志』の缺點である。しかし、馬端臨が『文獻通考』經籍考を作る際に用いたのは衢本『郡齋讀書志』であるため、その地位は大いに高められている。清の王先謙は、衢本を基本として袁本の異同をその上に示し、さらに趙希辨の『附志』を加えて、二書を合わせた版本を作っており、非常に使いやすい。

二、尤表『逐初堂書目』

尤表は、字を延之といい、無錫の人である。紹興十八（一一四八）年、進士になり、禮部尙書まで出世し、文簡と諡された。尤表は南宋の高官であり、著名な藏書家でもある。彼は無錫に藏書樓を建て、「孫綽『逐初賦』より取りて以て自ら號し、光宗扁を書して之に賜ふ」という。

尤表は生涯圖書に専心し、南宋の著名な史家である李壽は「延之の書に於けるや觀ざるは靡く、之を觀ては記さざるは靡し。公の退く毎に、則ち戸を閉め客を謝し、日ごとに計りて手づから若干の古書を抄す。其の子弟及び諸女も亦た書を抄す。一日予に謂ひて曰く、吾が抄する所の書は今若干の卷なるも、將に彙めて之を目せんとす、飢えて之を讀めば以て肉に當たり、寒さに之を讀めば以て裘に當たり、孤寂たりて之を讀めば以て友朋に當たり、幽憂たりて之を讀めば以て金石琴瑟に當たる也」と述べている。尤表の藏書は、その多くが自分や子女が自ら抄録したものであることがわかる。特に尤表は「日ごとに計りて手づから若干の古書を抄」しているが、抄録を自身の日常の作業としてしていること

は明らかである。尤表が収集と抄録に努めたため、逐初堂の蔵書は日増しに豊富になった。南宋の著明な愛國詩人である陸游は、逐初堂の蔵書を「異書名刻屋に堆滿し、缺身起きんとするも書圈に遭ふ」と描寫している。『逐初堂書目』とは、尤表がこうした自己の蔵書を分類・著録したものである。

『逐初堂書目』は不分卷で、暗に四部に分類されている。つまり、經史子集、或いは甲乙丙丁とは明記せずに、四十類に分かれている。しかし、類目を見ると、經史子集の四部の輪郭は、はっきりとしている。經總類・周易類・尚書類・詩類・禮類・樂類・春秋類・論語類(孝經・孟子を附す)・小學類の九類は經部に屬し、正史類・編年類・雜史類・雜傳類・故事類・僞史類(夷狄は各國史の後に附す)・國史類・本朝雜史・本朝故事・本朝雜傳・實錄類・職官類・儀注類・刑法類・姓氏類・史學類・目錄類・地理類の十八類は史部に屬し、儒家類・雜家類・道家類・釋家類・農家類・兵書類・數術類(一は天文・二は歷議・三は五行・四は陰陽・五は卜筮・六は形勢)・小説類・雜藝類・譜錄類・類書類・醫書類の十二類は子部に屬し、別集類・章奏類・總集類・文史類・樂曲類の五類は集部に屬している。

『四庫總目』は「其の子部は別に譜錄一門を立て、以て香譜石譜蟹錄の類の附すべき無き者を收む、例爲ること最も善し」と評している。今、『逐初堂書目』を調べると、「譜錄類」には『蟹錄』といった書物は無いため、思いつくままに誤って書いた疑いがある。目の立て方から見ると、尤表は史部を重視しており、その「史學類」は、『史記正義』・『漢書問答』・『史通』・『五代史纂誤』などといった、史書を専門的に注釋・校勘・考辨・評論・研究した著作を収録している。これは、尤表の史書と史學に對する先人とは異なる新しい見解を示しており、ある程度の科學性を備えている。尤表は特に近現代史を重視し、これにより編年類・雜史類・雜傳類・故事類のほかに、さらに國史類・本朝雜史・本朝故事・本朝雜傳の四類目を設けており、人々の注目を集めている。

『逐初堂書目』には、分類や學術の來歴を説明する大序や小序も提要もない。著録はかなり簡單で、書名のみを記し

て巻数にも言及しない。作者については、記録している場合もあるが、大部分は記録していない。しかも、作者を記録する際は、呼稱も不統一である。王性之『默記』、吳氏『漫錄』、朱丞相『秀水閑居錄』、王明清『投轄錄』などを例に挙げれば、王明清だけが名であり、王姓之は王銍の字、吳氏は吳曾のことだが、單に氏と記し、朱勝非は官職名で記されている。いずれも隨意性が強く、まるで手當たり次第に取り出しようであるが、この呼び慣れた呼稱により記録している点については、まだ探求されていない。

しかし、『逐初堂書目』の著録に關する二つの作業は、創始性が強く、歴史文獻學史上において、重要な意義を持っている。

第一に、『逐初堂書目』の「經總類」と「正史類」は、圖書を著録する際、基本的には版本を明記している点である。例えば、「經總類」には、杭本『周易』、舊監本『尚書』、高麗本『尚書』、京本『毛詩』、杭本『公羊傳』、江西本『九經』などがある。また「正史類」には、川本『史記』、嚴州本『史記』、吉州本『前漢書』、越州本『前漢書』、湖北本『前漢書』、舊杭本『三國史』、川本小字『舊唐書』、川本大字『舊唐書』などがあり、全て版本をはっきりと記している。ほかの各類にも版本を明記しているものがある。例えば、「雜史類」には、舊杭本『戰國策』、逐初先生手校『戰國策』、姚氏本『戰國策』などがある。「實錄類」には、朱墨本『神宗實錄』、紹興重修『神宗實錄』などがあり、いずれも版本を明記しているが、「經總類」・「正史類」ほどは集めていない。

文獻を著録する際に版本を明記することは、木版印刷の歴史文獻學上における發展の反映である。ある人は、木版印刷により生まれた文獻の版本の問題は、すでに學者に十分に重視されていたとも述べている。事實、版本の優劣は、科學的研究、とりわけ文獻の校勘にとって重要な價值を備えており、まさしく尤袤『逐初堂書目』は、中國の目錄における版本著録の先驅であり、その意義は言うまでも無く明白である。

第二に、明らかに互著法を用いている点である。「互著」とは、書物の複雑な内容を反映するため、書物を二つ、或いは二つ以上の類目に分けて記載する方法である。『逐初堂書目』では、多くの書物が二つの類目に記載されており、この状況について、盛宣懷の『常州先哲遺書』に収録されている『逐初堂書目』跋語の中に挙げられているものを例證としたい。一覽は以下の通りである。

焦氏易林……………周易類、數術類
汲冢周書……………尙書類、春秋類
天下大定錄……………雜史類、僞史類
皇祐平蠻記……………本朝故事、地理類
慶曆軍錄……………本朝故事、兵書類
隋李文博中興書……………儒家類、雜家類
瀨鄉記……………地理類、道家類
熙寧番官陳院編敕……………職官類、刑法類
文場盛事……………故事類、小說類
石藥爾雅……………醫書類、道家類
于公異記集……………別集類、章奏類
令狐楚表奏事……………別集類、章奏類
文苑英華……………類書類、總集類
花間集……………總集類、樂曲類

盛宣懷が擧げたものは全てではなく、例えば、王安石『送件錄』は「本朝雜史」に入れられ、「本朝故事」にも入れられているため、この類に屬するべきである。このような状況について、先人は、單に重複、「重出」であって、一言で言えば、嚴密な規定が無い、と考えている。實際、この書目の著録には重複が見える。例えば、唐の『崔顥集』と宋の『伊川先生集』は、「別集類」の中に二つ見え、慎重さに缺けていることは疑いない。しかし、上の一覽に記されているものは、重複と見なすべきではない。これは後に章學誠が述べた「互著」の雛形である。章學誠は「古人の著録は、徒だ甲乙部次の計を爲すのみならず……蓋し部次流別して……之をして繩貫き珠聯なり、少しくも缺逸すること無からしめ、人の類に即して書を求め、書に因りて學を究めんことを欲す。理に互通有り、書に兩用有る者に至りては、未だ嘗て兼ね收めて竝べて載せずんばあらず、初め重複を以て嫌と爲さず、其の甲乙部次の下に於いて但だ互注を加へ、以て稽檢に便ならしむのみ」と述べている。公平に論じれば、『逐初堂書目』の方法は、基本的にこの精神と合致している。

王重民氏は「馬端臨が十四世紀初期に編纂した『文獻通考』經籍考において、すでに正式に互著法を用いているが、ただし、一、二箇所のみで、その兆候も十分に明確なものではない」と述べている。しかし、『逐初堂書目』は、馬端臨よりかなり早いだけでなく、しかも「互著法」を用いていることは明確であり、この点について十分に注目して肯定する必要がある。

三、陳振孫『直齋書錄解題』

晁公武『郡齋讀書志』と尤袤『逐初堂書目』の後、最も影響力のある個人の藏書目録は、陳振孫の『直齋書錄解題』

である。陳振孫は『宋史』に傳はないが、清の陸心源『宋史翼』卷二十九の陳振孫傳と關係記事を総合すると、我々はおおよそ以下のことを知ることができる。陳振孫は、原名は瓊、字は伯玉、號は直齋といい、安吉（現在の浙江省安吉）の人。寶慶二（一二六六）年、興化軍（福建省莆田にある）の通判であった。まさしく、宋の周密が「蓋し嘗て莆に仕へ、夾漈の鄭氏・方氏・林氏・吳氏の舊書を傳録すること五萬一千一百八十餘卷に至り、且つ『讀書志』に倣ひて解題を作り、其の精詳を極む……」⁽⁴²⁾と述べる通りである。

『直齋書錄解題』原本五十六卷は、全部で五十三の類目に分かれている。こうした類目は、明らかに經史子集の四部の順番に配列されているが、經史子集という名稱は明記されていない。王重民氏はこの書について、「經史子集の四錄に分かれている」と述べ、また「これは書名中の『書錄』二文字の由來である」⁽⁴³⁾と述べている。總序はなく、五十三の類目のうち、ただ語孟類・小學類・起居注類・時令類・農家類・陰陽家類・音樂類・詩集類・章奏類の九つの類目のみ小序がある。これは、この九類が陳振孫が創始したのか、先人のものを變えて状況に適應させたものであるから、説明を加えたのであって、それ以外は先人の類目を踏襲しているため、特に言葉を加えていない。このような方法は、『直齋書錄解題』の新しい特徴を強調している。

語孟類は陳氏の獨創である。彼は「孟子の書、固より荀揚以降の日を同じくするべき所の語に非ざる也」と述べてから、「今 國家 科を設け士を取り、語孟並びに列して經と爲り、而して程氏諸儒の二書を訓解すること常に相ひ表裏す、故に今 合して一類と爲す」⁽⁴⁴⁾と述べている。つまり、陳氏の「語孟類」は、まさしく、南宋の「語孟並びに列して經と爲」った客觀的状況の反映であると言える。小學類について、陳振孫は、劉歆以來、小學が「六藝略」に入れられ、後世も踏襲され改められない主な理由を、「文字訓詁に經藝に關すること有るが故也」⁽⁴⁵⁾だと考えた。しかし、『新唐書』藝文志は、『書品』・『書斷』といった書物もこの類に分類している。陳振孫は「蓋し其の論ずる所の書法の工拙、正に

射御と科を同じくす、今並びに之を削り、而して雜藝類に列し、經錄に入れず⁽⁴⁶⁾と述べている。この修正は正確であること間違いない。書法の類いは藝術に屬し、訓詁とは關係ないため、小學類に加えるのは明らかに不適切である。陳氏の小序はほとんどが短く、陰陽家類の小序は最長だが、それでも三百字を超えていない。詩集類・章奏類の小序は、それぞれ二十四字と二十六字で、ほかの類目の小序はだいたい百字前後である。しかし、いずれも要點を押さえており、的を射ている。これは、ほかの目録にはほとんど見えないものである。

著録においても『直齋書錄解題』には獨創的な部分があり、それは「解題」の形式の特徴に表れている。

(一) 作者を紹介・品評する。作者の紹介は、經傳に名前のない者や輕視されている者に重點を置き、よく知られている作者については、通常は紹介していない。例えば、『史記』一百三十卷、漢太史令夏陽司馬遷子長撰、宋南中郎參軍河東裴駟集注」とあり、その解題では司馬遷について一言も紹介していないが、裴駟については「即ち『三國史』に注せし松之の子也」と紹介している。字數は少ないがその意圖は明確である。また『後漢書』九十卷についても、范曄を紹介せずに注釋者の李賢を紹介しているが、これらは全てこの精神を體現している。また作者の品評は、形式にはこだわらない。彼は司馬遷を「六藝の後、四人有り……左氏……莊子……屈原……子長に及び、編年を易へて紀傳と爲す、皆な前に末だ其の比有らず、後に以て法と爲すべし、豪傑特起の士の非ざれば、其れ孰か之を能くせん⁽⁴⁷⁾」と評し、また顏師古を「班氏の忠臣」と評しており、全てに畫龍點睛の趣がある。

(二) 本當の作者を考辨する。例えば、『中興遺史』六十卷は、「從義郎張姓之撰」と題しているが、陳振孫は「其の記の張浚 濠州を攻むるの一段を觀るに及び、自ら姓名を稱して開府の張鑑と曰ふ。然らば則ち此の書は鑑之を爲り、而して姓之竊みて以て己が有と爲す也。或ひは鑑と曰ふは即ち姓之の婦翁なるか、未だ信否を知らず」と述べている。また、『長樂志』四十卷は、「府帥清源梁克家叔子撰」と記してあるが、陳氏は「淳熙九年序。時に永嘉の陳傅良君舉

通判州事たり、大略 皆な其の手より出^すず」と述べている。こうした作者の大部分は、さまざまな理由によりその名が埋もれたため、陳振孫は力を盡くして解説している。

(二) さまざまな角度から圖書を批評する。

① 書名を解釋する。例えば、『丁未錄』二百卷、左修職郎昭武李丙撰について、「解題」に「治平丁未王安石初めて召用せらるるより、靖康童貫の誅に迄るまで、故に丁未を以て之に名づく……」とあり、『續百官公卿表』十卷・『質疑』十卷について、「解題」は「質疑とは、考異也^⑧」とある。

② 異名を紹介する。例えば、『三劉漢書標柱』六卷、劉敞・劉放・劉泰世撰について、「解題」に「又た本と『公非先生刊誤』と題す、其の實一書なり。公非は、貢父(劉攽)自ら號する也」とあり、『史記索隱』三十卷、唐の司馬貞撰について、「解題」に「世よ『小司馬史記』と號す^⑨」とある。

③ 優劣を論じる。例えば、『東都事略』一百五十卷、王偁撰について、「解題」に「其の書 紀傳附錄 略ぼ體を具ふも、但だ志無きのみ……其の紀す所は太だ簡略なるも、未だ全善爲るを得ず」とあり、『讀志管見』三十卷、胡寅撰について、「解題」に「議論は宏偉嚴正にして、閒ま時事に感ずること有り……晦翁『綱目』も亦た多く之を取^る」^⑩とある。

④ 編纂理由を明らかにする。例えば、『後漢記』三十卷、晉の袁宏撰について、「解題」に『後漢書』の煩穢雜亂なるを以て、撰集して此の記を爲る」とあり、『通鑑舉要曆』八十卷、司馬光撰について、「解題」に『通鑑』既に成るも、尙ほ本書の浩大にして領略し難く、而して目錄の首尾無きを患ふ、晚に是の書を著し、以て二累を絶つ^⑪」とある。

⑤ 資料を示す。例えば、『西漢詔令』十二卷について、「解題」に「志傳を采括し、之を本紀に參す……」とあり、『東漢詔令』十一卷についても、「解題」に「班書の志に於いて、傳録して諸詔を出し、紀の中と相ひ附し、以て覽閱に便^⑫す」とある。

⑥版刻を記す。例えば、『高氏小史』について、「解題」に「此の書舊杭本有り、今本厚紙を用ひ積を装して面を夾む、寫すも錯誤多く、杭本を俟求して之を校す」とあり、『法言注』十三卷・『音義』一卷について、「解題」に「此の本景祐、嘉祐、治平に三たび詔を降さるるを歴て、更に監學、館閣兩制校定し、然る後に頒行す、建寧四注本と同じからず。錢佃舊監本を得て之を刻す、孟荀文中子と四書と爲す」とある。

⑦内容を述べる。例えば、『九州春秋』九卷について、「解題」に「漢末州部の亂、司冀徐兗青荆揚梁幽、凡て盜賊僭叛す」とあり、『大業雜記』十卷について、「解題」に「煬帝一代の事を紀す」とある。

⑧形式を示す。例えば、『皇朝治跡統類』七十三卷について、「解題」に「略ぼ袁樞『通鑑本末』の條例を用ふ、前集四十卷と爲し、中興後事を後集三十三卷と爲す」とあり、『漢制叢錄』三十二卷について、「解題」に「一『漢』の典故を記す所を以て、門を分ち類を編すること、凡そ二十五門」とある。

⑨眞贋を論じる。例えば、『李衛公問對』三卷について、「解題」に「唐の李靖太宗對に對ふるも、亦た假託なり、文辭淺鄙なること尤も甚し……（陳）師道言ふ、之を東坡に聞くに、世の傳ふる所の王通『元經』、關子明『易傳』及び李靖『問對』、皆な阮逸の僞撰なり、逸嘗て草を以て奉常公に示して云ふ。奉常公とは、老蘇也」とある。また、『黃石公三略』三卷についても、「解題」に「皆な傳會依託するところ也」と明示している。

⑩闕疑を残す。例えば、『貞觀政要』十卷、唐の吳兢撰について、「解題」に「前に衛尉少卿兼修國史と題す、『新』『舊』書の列傳を按ずるに、兢は未だ嘗て此の官と爲らず、而して書も亦た歲月を記さず。但だ其の首に良相侍中安陽公、中書令河東公と稱すも、亦た未だ何人爲るかを詳かにせず……當に考ふべし」とある。また、『政和五禮撮要』十五卷について、「解題」に「紹興中、其の姓を范とする者有りて湖北漕と爲る、品官、士庶冠昏、喪祭を取りて一編と爲す、學宮に刻板し、名を著さず。『武昌志』を以て之を考ふるに、漕爲る者に范正國、范寅秩有るも、其れ誰爲るか知らざ

る也」⁽³⁸⁾とある。

以上をまとめると、解題と提要は決して同じではないことがわかる。もし、提要は書物の内容を概述・批評することを主とすると言うなら、解題は範圍がさらに幅広い。実際には、解題は内容が幅廣いばかりか、敘述の形式にもこだわらない。しかも、ほとんどはある部分に重點を置いており、周到な説明を必要としていない。このような著録形式は陳振孫が創始したものである。

『直齋書錄解題』が宋代に刊刻されたかどうか記載はない。馬端臨は、『文獻通考』經籍考で、晁公武『郡齋讀書志』と『直齋書錄解題』を大量に引用しているが、經籍考は『郡齋讀書志』のみ著録し、『直齋書錄解題』を著録していない。そのため、馬氏が用いた『直齋書錄解題』は、鈔本なのか刻本なのか知るよしはない。現在見ることでできる最初の『直齋書錄解題』は、北京圖書館所藏の元鈔本であり、卷四十七から卷五十までの四卷が残っている。北京大學圖書館は宋蘭揮舊藏本も所藏しており、二巻しか残っていないが、『直齋書錄解題』がもともと五十六巻であったことは證明できる。現在通行する二十二巻本は、清の乾隆年間、四庫館臣が『永樂大典』から集め、武英殿『聚珍本叢書』に収録したものであり、『國學基本叢書』もこれに基づいて印刷している。

一九八四年、上海古籍出版社が、徐小蠻・顧美華の點校本を出版した。この點校本は武英殿『聚珍本叢書』を底本としているが、所藏されている諸本を對校し、特に現存する上海圖書館の盧文弨『新訂直齋書錄解題』の校勘の成果を取り入れ、とても優れたテキストを提供している。特筆すべき點は、一九四九年以前の陳振孫『直齋書錄解題』のさまざまな関連資料を附録し、研究者に大いに便宜をはかっていることである。

原注

- (1) 公武、冲之子。此時爲領四州宣撫司錢糧所主管文字。
- (2) 宿與公武厚、一日、貽書曰、某老且死、有平生所藏書甚祕惜之……今舉以付子……。
- (3) 王重民『中國目錄學史論叢』第三章第五節。
- (4) 今予所錄書、史集猥衆、若依『七略』則多寡不均、故亦分爲四部焉。
- (5) 「後世述史者、其體有三。編年者、以事繫月日而總之於年、蓋本於左丘明。紀傳者、分記君臣行事之終始、蓋本於司馬遷。實錄者、其名起於蕭梁、至唐而盛、雜取兩者之法而爲之、以備史官采擇而已、初無制作之意、不足道也。」なお、袁本『郡齋讀書志』は「實錄者、其名起於蕭梁、至唐而盛」を「實錄者、近起於唐」に作る。
- (6) 「舊以職官儀注等凡史氏有取者、皆附之史、今從焉。」なお、袁本「職官」を「官職」に作る。
- (7) 右世傳『釋詁』、周公書也。仲尼・子夏・叔孫通・梁文增補之、晉郭璞注。文字之學凡有三。其一體制、謂點畫有縱橫曲直之殊。其二訓詁、謂稱謂有古今雅俗之異。其三音韻、謂呼吸有清濁高下之不同。論體制之書、『說文』之類是也。論訓詁之書、『爾雅』『方言』之類是也。論音韻之書、沈約『四聲譜』及西域反切之學是也。三者雖各名一家、其實皆小學之類、而『藝文志』獨以『爾雅』附「孝經類」、『經籍志』又以附「論語類」、皆非也。今依『四庫書目』、置於小學之首。
- (8) 所期者、家聲是繼而已。
- (9) 袁本『郡齋讀書志』前志卷一上「晁以道『古易』十二篇」「昔班固自序其父祖事皆著名、袁種字其叔父曰絲、人皆不以爲非。今錄先世及諸父所著書、若不記名字、則後莫知爲誰。非史之比、故不敢效孟堅……輒援袁種舊例云……」。
- (10) 袁本『郡齋讀書志』前志卷一上「晁以道『古易』十二篇」「右從父詹事公操……公諱說之、字以道」
- (11) 袁本『郡齋讀書志』前志卷四下「右從父崇福公也、諱詠之、字之道、以道弟也……」。
- (12) 袁本『郡齋讀書志』前志卷四下「右皇朝族父吏部公也、公諱補之、字無咎……」。
- (13) 袁本『郡齋讀書志』前志卷四下「右世父封丘府君也、諱某、字伯宇……」。
- (14) 袁本『郡齋讀書志』前志卷四中「右五世祖文元公也、諱某、字明遠……」。
- (15) 蘅本『郡齋讀書志』卷十九「右皇朝族祖新城府君也、公諱某、字君成……」。
- (16) 袁本『郡齋讀書志』前志卷二上「不知何人。於英廟實錄中摘出」。
- (17) 袁本『郡齋讀書志』前志卷二上「未詳何人所撰」。
- (18) 袁本『郡齋讀書志』前志卷三下「不題姓氏、近代人也」(「姓」は「名」に作るべきであらう)。

- (19) 袁本『郡齋讀書志』前志卷三下「史臣言李靖兵法世無完書，略見於『通典』，今『對問』出於阮逸家，或云逸因杜氏附益之。」
- (20) 袁本『郡齋讀書志』前志卷一下「以巧慧侮聖人之言。」
- (21) 袁本『郡齋讀書志』前志卷一下「元祐中言者，指糝雜釋老，穿鑿破碎，聾瞽學者。」
- (22) 袁本『郡齋讀書志』前志卷三上「與先儒不同。」
- (23) 袁本『郡齋讀書志』前志卷一上「所以自釋其義者，蓋以其所創新法盡傳著經義，務塞異議者之口。」
- (24) 袁本『郡齋讀書志』前志卷二上「命蔡下改修，其後奏書。以舊錄為本用墨書，添入者用朱書，其刪去者用黃抹已。而將舊錄焚毀。宣和中和，或得其本於禁中，遂傳於民間，號朱墨史云。」京之意以宣仁垂簾時，政非出於上，故分前後錄，蓋誣之也。」
- (25) 袁本『郡齋讀書志』前志卷一下「子夏傳之公羊高，高傳其子平，平傳其子地，地傳其子敢，敢傳其子壽……壽乃與弟子胡毋子都著以竹帛。」
- (26) 先生姓晁氏，名公武，校井氏書為『讀書志』，凡四卷。鵬舉作邑峨下，望先生滄洲之居，鷄犬相聞，暇即問奇字於古松流水之間。一日，叩以此書，忻然相付……。
- (27) 袁本『郡齋讀書志』黎安朝序「宜春士趙希辨，公族之秀，博學好古，藏書亦富，遂以屬之校正，因即其所藏之目參焉。已載者不復取，未有著補其缺，其間互出者，蓋詳略之不同……益為五卷，別以『讀書附志』併錄諸梓……。」
- (28) 昭德先生郡齋讀書志後敘「昭德晁公侍郎僑居蜀嘉定之峨眉……又作『讀書志』，皆鈔版。大父及嚴君喜藏書，在嘉定時，嘗模而藏之。及南來，不能悉與俱，今併他所藏燬矣。『讀書志』偶在篋中，鈞謹刻置信安郡齋……。」
- (29) 「讀書後志」序「校為『後志』二卷，以補其缺，蓋晁氏舊藏之書也……。」
- (30) 袁本『郡齋讀書志』序「今舉以付子，他日其間有好學者而後歸焉，不然則子自取之，」儼遇井氏之賢，當如約。」
- (31) 袁本『郡齋讀書志』序「余家自文元公來，以翰墨顯者七世，故家多書……自中原無事，時已有火厄，及兵戈之後，尺素不存也。餘仕宦連蹇，久益窮空，雖心志未衰，而無書可讀，每恨之。」
- (32) 袁本『郡齋讀書志』序「子孫稚弱……不能保。」
- (33) 合吾家舊藏，除其複重，得二萬四千五百卷有奇。
- (34) 「讀書後志」序「疑與『尺素不存』之語自相抵牾。」
- (35) 「四部叢刊」三編影印『郡齋讀書志』跋「袁本志分目別，存井氏四卷之舊，附趙氏三世所藏，而不沒姚氏增收之實，撰錄傳刻源流井井，非衢本所及。私竊以為，袁本出而衢本可廢矣。」

- (36) 『宋史』尤袤傳「取孫綽『逐初賦』以自號、光宗書扁賜之」。
- (37) 『逐初堂書目』後跋「延之於書靡不觀、觀之靡不記。每公退、則閉戶謝客、日計手抄若干古書。其子弟及諸女亦抄書。一日謂予曰、吾所抄書今若干卷、將彙而目之、飢讀之以當肉、寒讀之以當裘、孤寂讀之以當友朋、幽憂讀之以當金石琴瑟也」。馬瑞臨『文獻通考』經籍考によれば、この一段は楊萬里（誠齋）が書いた「逐初堂書目序」であるという。しかし現在の『逐初堂書目』には楊萬里の序文は無い。
- (38) 逐初堂詩「異書名刻堆滿屋、缺身欲起遭書圍」。
- (39) 『四庫全書總目』卷八十五「其子部別立譜錄一門、以收香譜石譜蟹錄之無類可附者、爲例最善」。
- (40) 『校讎通義』互著「古人著錄、不徒爲甲乙部次計……蓋部次流別……使之繩貫珠聯、無少缺逸、欲人卽類求書、因書究學。至理有互通、書有兩用者、未嘗不兼收竝載、初不以重複爲嫌、其於甲乙部次之下但加互注、以便稽檢而已」。
- (41) 『校讎通義通解』互著。
- (42) 『齊東野語』卷十二「蓋嘗仕於莆、傳錄夾漈鄭氏・方氏・林氏・吳氏舊書至五萬一千一百八十餘卷、且做『讀書志』作解題、極其精詳……」。
- (43) 王重民『中國目錄學史論叢』第三章第五節。
- (44) 『直齋書錄解題』卷八「孟子之書、固非苟揚以降所可同日語也。今國家設科取士、語孟竝列爲經、而程氏諸儒訓解一書常相表裏、故合之合爲一類」。
- (45) 『直齋書錄解題』卷八「文字訓詁有關於經藝故也」。
- (46) 『直齋書錄解題』卷八「蓋其所論書法之工拙、正與射御同科、今竝削之、而列於雜藝類、不入經錄」。
- (47) 「即注『三國史』松之之子也。」「六藝之後、有四人焉……左氏……屈原……及子長、易編年而爲紀傳、皆前未有其比、後可以爲法、非豪傑特起之士、其孰能之」。
- (48) 「及觀其記張浚攻濠州一段、自稱姓名曰開府張鑑。然則此書鑑爲之、而姓之竊以爲己有也。或曰鑑卽姓之婦翁、未知信否」。『淳熙九年序。時永嘉陳傳良君舉通判州事、大略皆出其手』。
- (49) 「自治平丁未王安石初召用、迄於靖康童貫之誅、故以丁未名之……」。『質疑者、考異也』。
- (50) 「又本題『公非先生刊誤』、其實一書。公非、貢父自號也」。『世號『小司馬史記』』。
- (51) 「其書紀傳附錄略具體、但無志耳……其所紀太簡略、未得爲全善」。『議論宏偉嚴正、聞有感於時事……晦翁『綱目』亦多取之』。

- (52) 「以『後漢書』煩穢雜亂，撰集爲此記」。「通鑑」既成，尙惠本書浩大難領略，而目錄無首尾，晚著是書，以絕二累。
- (53) 「采括志傳、參之本紀……」。「於班書志、傳錄出諸詔，與紀中相附，以便覽閱」。
- (54) 「此書舊有杭本，今本用厚紙裝襍夾面，寫多錯誤，俟求杭本校之」。「此本歷景祐、嘉祐、治平三降詔，更監學、館閣兩制校定，然後頒行，與建寧四注本不同。錢佃得舊監本刻之，與子母荀文中子爲四書」。
- (55) 「漢末州部之亂，司冀徐兗青荆揚梁幽，凡盜賊僭叛」。「紀煬帝一代事」。
- (56) 「略用袁樞『通鑑本末』條例，爲前集四十卷，中與後事爲後集三十三卷」。「以二『漢』所記典故，分門編類，凡二十五門」。
- (57) 「唐李靖對太宗，亦假託也，文辭淺鄙尤甚……(陳)師道言，聞之東坡，世所傳王通『元經』、關子明『易傳』及李靖『問對』，皆阮逸僞撰，逸嘗以尊示奉常公公云。奉常公者，老蘇也」。「皆傳會依託也」。
- (58) 「前題衛尉少卿兼修國史，按『新』『舊』書列傳，兢未嘗爲此官，而書亦不記歲月。但其首稱良相侍中安陽公，中書令河東公，亦未詳爲何人……當考」。「紹興中，有范其姓者爲湖北漕，取品官、士庶冠昏，喪祭爲一編，刻板學宮，不著名。以『武昌志』考之，爲漕者有范正國、范寅秩，不知其爲誰也」。